東浦町水防計画　新旧対照表

頁	変更前（令和４年度）	変更後（令和５年度）	改正理由等
	第１章から第５章　（略）	第１章から第５章　（略）	
	第６章　水防に関連する予報・警報	第６章　水防に関連する予報・警報	
	第１節　水防に関連する予報・警報の種類と発表基準	第１節　水防に関連する予報・警報の種類と発表基準	
9	１　気象、高潮及び洪水についての予報・警報等（名古屋地方気象台発表） （１）から（８）　（略） （９）気象情報 ア　（略） イ　「記録的短時間大雨情報」（気象庁発表） 愛知県内で、大雨警報発表中の二次細分区域において、キキクル（追加）の「非常に危険」（うす紫）が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（１時間降水量）が観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)されたときに、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所については、「キキクル（警報の危険度分布）」で確認する必要がある。愛知県の雨量による発表基準は、１時間雨量 100㎜ 以上の降水が観測又は解析	１　気象、高潮及び洪水についての予報・警報等（名古屋地方気象台発表） （１）から（８）　（略） （９）気象情報 ア　（略） イ　「記録的短時間大雨情報」（気象庁発表） 愛知県内で、大雨警報発表中の二次細分区域において、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（１時間降水量）が観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)されたときに、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所については、「キキクル（危険度分布）」で確認する必要がある。愛知県の雨量による発表基準は、１時間雨量 100㎜ 以上の降水が観測又は解析されたとき	気象庁内規の改定、気象警報、津波警報等に係る緊急連絡メール廃止に伴う改正

	されたときである。 ウ　（略） エ　「竜巻注意情報」（気象庁発表） 積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、気象庁から愛知県西部と愛知県東部を発表区域として発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。 また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が、気象庁から愛知県西部と愛知県東部を発表区域として発表される。 この情報の有効期間は、発表からおおむね１時間である。	である。 ウ　（略） エ　「竜巻注意情報」（気象庁発表） 積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、（削除）竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、気象庁から愛知県西部と愛知県東部を発表区域として発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。 また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が、気象庁から愛知県西部と愛知県東部を発表区域として発表される。 この情報の有効期間は、発表からおおむね１時間である。	
10	オ　「早期注意情報（警報級の可能性）」 ５日先までの警報級の現象の可能性が［高］、［中］の２段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（愛知県は東部と西部）で、２日先から５日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（愛知県）で発表される。（追加）	オ　「早期注意情報（警報級の可能性）」 ５日先までの警報級の現象の可能性が［高］、［中］の２段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（愛知県は東部と西部）で、２日先から５日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（愛知県）で発表される。大雨、高潮に関して５日先までの期間に［高］又は［中］が予想されている場合は、心構えを高める必要があることを示す警戒	

<table>
<tr>
<td>10</td>
<td>（10）キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等の種類と概要
<table>
<tr><th>種　　類</th><th>概　　要</th></tr>
<tr><td>土砂キキクル（大雨警報(土砂災害)の危険度分布）※</td><td>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予想を、地図上で１㎞四方の領域（メッシュ）ごとに５段階に色分けして示す情報。土壌雨量指数等の２時間先までの予測値を用いて危険度を表示する。常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときには、どこで危険度が高まっているかを面的に確認することができる。
（追加）

・「非常に危険」（うす紫）：危険な場所から避難が必要とされる警戒レベル４に相当。
・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所から避難が必要とされる警戒レベル３に相当。
・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、非難に備え自らの避難行動の確認が必要とさ</td></tr>
</table>
</td>
<td>レベル１である。
（10）キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等の種類と概要
<table>
<tr><th>種　　類</th><th>概　　要</th></tr>
<tr><td>土砂キキクル（大雨警報(土砂災害)の危険度分布）（削除）</td><td>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で１㎞四方の領域（メッシュ）ごとに５段階に色分けして示す情報。土壌雨量指数等の２時間先までの予測値を用いて危険度を表示する。常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときには、どこで危険度が高まっているかを面的に確認することができる。
・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル５に相当。
・「（削除）危険」（紫）：危険な場所から避難が必要とされる警戒レベル４に相当。
・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所から避難が必要とされる警戒レベル３に相当。
・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、非難に備え自らの避難行動の確認が必要とさ</td></tr>
</table>
</td>
<td></td>
</tr>
</table>

			れる警戒レベル２に相当。			れる警戒レベル２に相当。	
		浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予想を、地図上で１㎞四方の領域（メッシュ）ごとに５段階に色分けして示す情報。１時間先までの表面雨量指数の予測値を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 （追加）		浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で１㎞四方の領域（メッシュ）ごとに５段階に色分けして示す情報。１時間先までの表面雨量指数の予測値を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル５に相当。	
		洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予想を、地図上で河川流路を概ね１㎞ ごとに５段階に色分けして示す情報。３時間先までの流域雨量指数の予測値を用いて常時 10 分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 （追加）		洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね１㎞ ごとに５段階に色分けして示す情報。３時間先までの流域雨量指数の予測値を用いて常時 10 分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル５に相当。	

		・「非常に危険」（うす紫）：危険な場所から避難が必要とされる警戒レベル４に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所から避難が必要とされる警戒レベル３に相当。 ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当。 ※「極めて危険」（濃い紫）：警戒レベル５緊急安全確保の発令対象区域の絞り込みに活用		・「（削除）危険」（紫）：危険な場所から避難が必要とされる警戒レベル４に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所から避難が必要とされる警戒レベル３に相当。 ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当。 （削除）	
11		［大雨・高潮の特別警報発表基準］ （略） 「発表にあたっては、降水量、台風の中心気圧などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標（発表条件）を設け、これらの実況及び予想に基づいて判断をする。」 「数十年に一度」の現象に相当する指標は以下の表に記載する。 ・大雨特別情報（警戒レベル５相当）の指標 確率値を用いた場合（浸水害） ①又は②いずれかを満たすと予想され、かつ、さらに雨が降り続くと予想される地域の中で、浸水キキクル（危険度分布）又は洪水キキクル（危険度分布）で５段階のうち最大の危険度が出現している市町村等に大雨特別警報（浸水害）を発表する。		［大雨・高潮の特別警報発表基準］ （略） 「過去の災害事例に照らして、指数（土壌雨量指数、表面雨量指数、流域雨量指数）、台風の中心気圧などに関する客観的な指標を設け、これらの実況および予想に基づいて判断をする。」 「数十年に一度」の現象に相当する指標は以下の表に記載する。 ・大雨特別情報（警戒レベル５相当）の指標 （削除）	

	①	48 時間降水量及び土壌雨量指数※1 において、50 年に一度の値以上となった５km格子が、共に 50 格子以上まとまって出現	
	②	３時間降水量及び土壌雨量指数※1 において、50 年に一度の値以上となった５km格子が、共に 10 格子以上まとまって出現（ただし、３時間降水量が 150 mm※2 以上となった格子のみをカウント対象とする）	

指数を用いた場合（土砂災害）

過去の多大な被害をもたらした現象に相当する土壌雨量指数※1 の基準値を地域ごとに設定し、この基準値以上となる１km格子が概ね 10 格子以上まとまって出現すると予想され、かつ、激しい雨※3 がさらに降り続く予想される場合、その格子が出現している市町村等に大雨特別警報（土砂災害）を発表する。

（追加）

大雨特別警報（土砂災害）の場合

過去の多大な被害をもたらした現象に相当する土壌雨量指数※1 の基準値を地域ごとに設定し、この基準値以上となる１km格子が概ね 10 格子以上まとまって出現すると予想され、かつ、激しい雨※4 がさらに降り続く予想される場合、その格子が出現している市町村等に大雨特別警報（土砂災害）を発表する。

大雨特別警報（浸水害）の場合

過去の多大な被害をもたらした現象に相当する表面雨量指数及び流域雨量指数の基準値を地域ごとに設定し、以下の①又は②を満たすと予想される状況において、当該格子が存在し、かつ、激しい雨※4 がさらに降り続く予想される市町村等に大雨特別警報（浸水害）を発表する。

①表面雨量指数※2 として定める基準値以上となる 1 km格子が概ね 30 格子以上まとまって出現。

②流域雨量指数※3 として定める基準値以上となる 1 km格子

		が概ね 20 格子以上まとまって出現。	
	※１　土壌雨量指数：降った雨が土壌中に水分量としてどれだけ貯まっているかを数値化したもの。 ※２　３時間降水量 150 ㎜：１時間 50㎜ の雨(滝のようにゴーゴー降る、非常に激しい雨)が３時間続くことに相当。 （追加） ※３　激しい雨：１時間に概ね 30㎜ 以上の雨。 ・高潮特別警報の指標　（略） ［警報・注意報発表基準表］　（略） （別表１）から（別表６）高潮注意報基準　（略） 別表１～４大雨及び洪水警報・注意報基準の見方 ２　津波警報等の種類・内容等（気象庁発表） （略） （１）大津波警報、津波警報、津波注意報 ア　大津波警報、津波警報、津波注意報の発表等 気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を即時に推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津	※１　土壌雨量指数：降雨による土砂災害リスクの高まりを示す指標で、土壌中に溜まっている雨水の量を示す指数。 ※２　表面雨量指数：降った雨が地表面にどれだけ溜まっているかを数値化したもの。 ※３　流域雨量指数：降った雨水が地表面や地中を通って時間をかけて河川に流れ出し、さらに河川に沿って流れ下る量を示す指数。 ※４　激しい雨：１時間に概ね 30㎜ 以上の雨。 ・高潮特別警報の指標　（略） ［警報・注意報発表基準表］　（略） （別表１）から（別表６）高潮注意報基準　（略） 別表１～４大雨及び洪水警報・注意報基準の見方 ２　津波警報等の種類・内容等（気象庁発表） （略） （１）大津波警報、津波警報、津波注意報 ア　大津波警報、津波警報、津波注意報の発表等 気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を即時に推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津	
15			

17	波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約３分（一部の地震※については約２分）を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報（以下これらを「津波警報等」という）を津波予報区単位で発表する。なお、大津波警報については津波特別警報に位置づけられる。 　津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は５段階の数値で発表する。ただし、地震の規模（マグニチュード）が８を超えるような巨大地震に対しては、精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉で発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合は、その後、地震の規模が精度よく求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。 **（略）** イ　津波警報等の留意事項等 （ア）　（略） （イ）　（略） （ウ）　（略） （追加）	波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約３分（一部の地震※については約２分）を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報（以下これらを「津波警報等」という）を津波予報区単位で発表する。なお、大津波警報については特別警報に位置づけられる。 　津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は５段階の数値で発表する。ただし、地震の規模がマグニチュード８を超えるような巨大地震に対しては、精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉で発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合は、その後、地震の規模が精度よく求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。 **（略）** イ　津波警報等の留意事項等 （ア）（略） （イ）（略） （ウ）（略） （エ）どのような津波であれ、危険な地域から一刻も早い避難が必要であることから、市町村は、高齢者等避難は発令せず、基本的には避難指示のみを発令する。	

<table>
<tr>
<td>18</td>
<td>
（１）津波情報
（略）

津波情報の種類と発表内容　（略）

沿岸で観測された津波の最大波の発表内容
<table>
<tr><th>発表中の警報・注意報</th><th>観測された津波の高さ</th><th>内　　容</th></tr>
<tr><td rowspan="2">大津波警報</td><td>１m強</td><td>数値で発表</td></tr>
<tr><td>１m以下</td><td>「観測中」と発表</td></tr>
<tr><td rowspan="2">津波警報</td><td>0.2m以上</td><td>数値で発表</td></tr>
<tr><td>0.2m未満</td><td>「観測中」と発表</td></tr>
<tr><td>津波注意報</td><td>（すべての場合）</td><td>数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）</td></tr>
</table>
※２　沖合の津波観測に関する情報の発表内容について
（略）
沖合で観測された津波の最大波(観測値及び沿岸での推定値)の発
</td>
<td>
また、緊急安全確保は基本的には発令しない。
（オ）大津波警報、津波警報、津波注意報により、避難の対象とする地域が異なる。

（２）津波情報
（略）

津波情報の種類と発表内容　（略）

沿岸で観測された津波の最大波の発表内容
<table>
<tr><th>発表中の警報・注意報</th><th>観測された津波の高さ</th><th>内　　容</th></tr>
<tr><td rowspan="2">大津波警報</td><td>１m超</td><td>数値で発表</td></tr>
<tr><td>１m以下</td><td>「観測中」と発表</td></tr>
<tr><td rowspan="2">津波警報</td><td>0.2m以上</td><td>数値で発表</td></tr>
<tr><td>0.2m未満</td><td>「観測中」と発表</td></tr>
<tr><td>津波注意報</td><td>（すべての場合）</td><td>数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）</td></tr>
</table>
※２　沖合の津波観測に関する情報の発表内容について
（略）
沖合で観測された津波の最大波(観測値及び沿岸での推定値)の発
</td>
<td>錯誤

錯誤</td>
</tr>
</table>

<table>
<tr><td></td><td>表内容</td><td>表内容</td><td></td></tr>
<tr><td>19</td><td>（２）津波予報
（略）</td><td>（３）津波予報
（略）</td><td>錯誤</td></tr>
<tr><td>19</td><td>津波予報の種類と発表内容
<table>
<tr><td></td><td>発表基準</td><td>発表内容</td></tr>
<tr><td rowspan="3">津波予報</td><td>津波が予想されないとき
（地震情報に含めて発表）</td><td>津波の心配なしの旨を発表</td></tr>
<tr><td>0.2m 未満の海面変動が予想されたとき（追加）</td><td>高いところでも 0.2m 未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表</td></tr>
<tr><td>津波注意報の解除後も海面変動が継続するとき（追加）</td><td>津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っての作業や釣り、海水浴などに際して</td></tr>
</table></td><td>津波予報の発表基準と発表内容
<table>
<tr><td></td><td>発表基準</td><td>発表内容</td></tr>
<tr><td rowspan="3">津波予報</td><td>津波が予想されないとき
（地震情報に含めて発表）</td><td>津波の心配なしの旨を発表</td></tr>
<tr><td>0.2m 未満の海面変動が予想されたとき（津波に関するその他の情報に含めて発表）</td><td>高いところでも 0.2m 未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表</td></tr>
<tr><td>津波注意報の解除後も海面変動が継続するとき（津波に関するその他の情報に含</td><td>津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っての作業や釣り、海水浴などに際して</td></tr>
</table></td><td>錯誤

気象庁内規の改定、気象警報、津波警報等に係る緊急連絡メール廃止に伴う改正</td></tr>
</table>

			は十分な留意が必要である旨を発表		めて発表）	は十分な留意が必要である旨を発表	
	（４）津波予報区 （略） 第２節　水防に関連する予報・警報の伝達			（４）津波予報区 （略） 第２節　水防に関連する予報・警報の伝達			
20	１　気象、高潮及び洪水に関する予報・警報伝達系統図			１　気象、高潮及び洪水に関する予報・警報伝達系統図			警報等伝達系統の変更

<table>
<tr>
<td>21</td>
<td> 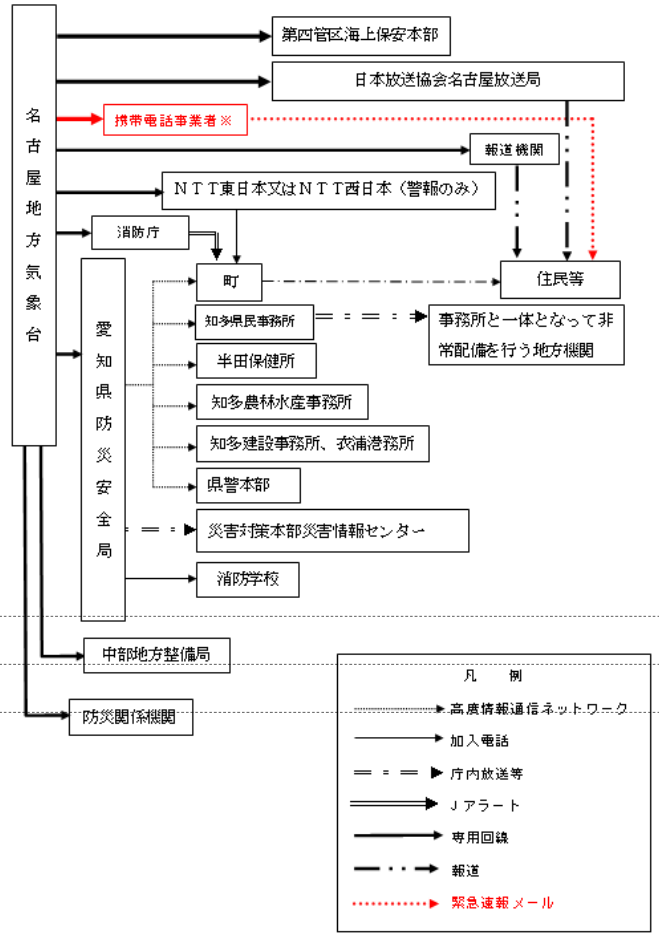
</td>
<td> 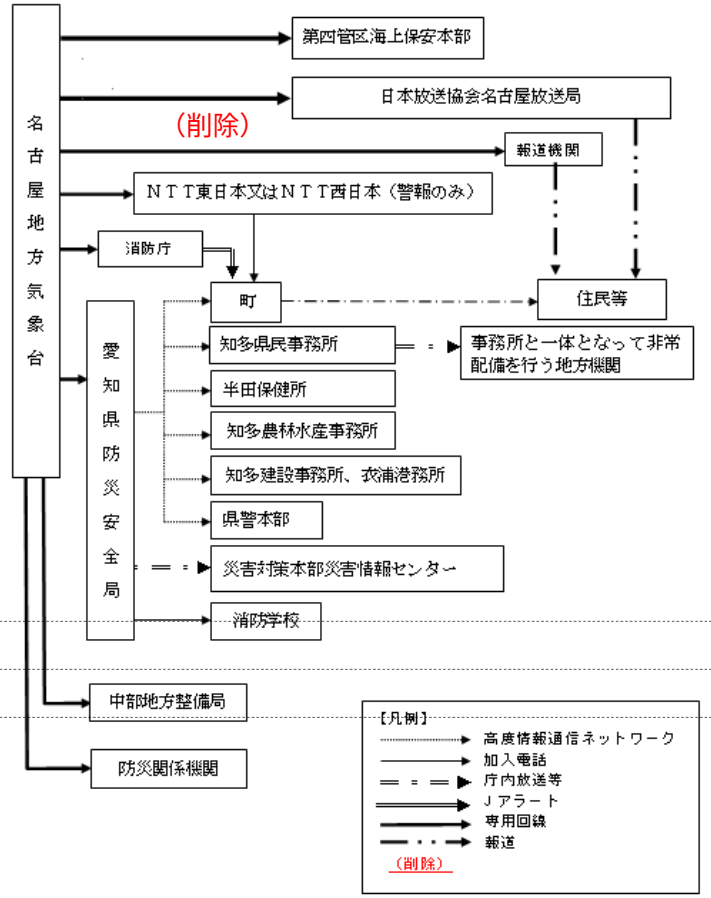
</td>
<td></td>
</tr>
<tr>
<td>24</td>
<td>※緊急速報メールは、気象等（大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪）に関する特別警報が対象市町村に初めて発表されたときに、気象台から携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。
２　津波警報等の伝達系統図　（略）</td>
<td>（削除）
２　津波警報等の伝達系統図　（略）</td>
<td>表記の整理</td>
</tr>
</table>

	３　措置	３　措置	
	第７章　水防警報等	第７章　水防警報等	
	第１節　水防警報	第１節　水防警報	
	１　（略）	１　水防警報を行う河川及び海岸	
	２　（略）	２　水防警報を発する基準	
	３　（略） ４　伝達系統 （１）から（３）　（略） 凡　例 高度情報通信ネットワーク ５　（略）	３　水防警報の段階と内容 ４　伝達系統 （１）から（３）　（略） （削除） ５　（略）	
30	第２節　洪水予報　（略） 第８章　水防活動 第１節　（略） 第２節　監視及び警戒とその措置 １　平常時の巡視　（略）	第２節　洪水予報　（略） 第８章　水防活動 第１節　（略） 第２節　監視及び警戒とその措置 １　平常時の巡視　（略）	表記の整理
	２　非常警戒	２　非常警戒	
	（略） （１）から（５）　（略） （６）（排・取）水門（樋門）の扉の締まり具合 ため池については（１）から（６）までのほか、更に次の点にも注意するものとする。	（略） （１）から（５）　（略） （６）（排・取）水門（樋門）の扉の締まり具合 ため池については（１）から（６）までのほか、更に次の点にも注意するものとする。	表記の整理

	アからオ　（略） カ　樋管の漏水による亀裂及び一部流出（崩壊） 異常を発見した場合はただちに管理者及び知多建設事務所、知多農林水産事務所に連絡するものとする（追加）。 第３節　消防団等の出動 水防管理者は、次の基準により消防団等に対し出動準備（以下「準備」という。）又は出動を指示し、水防活動が迅速かつ適切に実施できるように確保しなければならない。 １　準備及び出動の基準　（略） ２　準備及び出動の内容 消防団等は、１の基準により水防管理者から出動準備及び出動の指示があった場合は、直ちに事態に即応した配備体制をとるとともに、おおむね次の水防活動を行うものとする。	アからオ　（略） カ　樋管の漏水による亀裂及び一部流出（崩壊） 異常を発見した場合はただちに管理者及び知多建設事務所、知多農林水産事務所に連絡するとともに、水防活動を開始する。 第３節　消防団等の出動 水防管理者は、次の基準等により消防団等に対し出動準備（以下「準備」という。）又は出動を指示し、水防活動が迅速かつ適切に実施できるように確保しなければならない。 １　準備及び出動の基準　（略） ２　準備及び出動の内容 消防団等は、１の基準により水防管理者から出動準備及び出動の指示があった場合、直ちに事態に即応した配備体制をとるとともに、おおむね次の水防活動を行うものとする。	表記の整理 表記の整理 表記の整理 表記の整理
	（１）準備	（１）準備	
30	ア　（略） イ　（略） ウ　水防上の注意箇所等のパトロールを実施すること。 エ　（略） （２）出動 ア　（略）	ア　（略） イ　（略） ウ　重要水防箇所を含む水防上の注意箇所等のパトロールを実施すること。 エ　（略） （２）出動 ア　（略）	表記の整理

	イ　水防作業に必要な資器材の調達を行うこと。 ウ　水防作業を行う者に対し、必要な技術的指導を行うこと。	イ　水防作業に必要な資器材を確保すること。 ウ　水防作業を行う者に対し、必要な技術的指導を行うこと。	
	エ　その他必要な措置をとること。	（削除）	
32	第４節　水門・ため池等の操作 水門、排水機場又はため池等の管理者（操作責任者を含む。）は、気象等の状況の通知を受けた後は、水位の変動を監視し、必要に応じて門扉等の開閉、排水機の稼動等の操作を行う。 管理者は、毎年出水期（６月１日から 10 月 31 日まで）に先立ち、門扉の操作等について支障ないよう点検整備を行わなければならない。 第５節　水防作業から第８節　（略）	第４節　水門・ため池等の操作 水門、排水機場又はため池等の管理者及び操作責任者は、気象等の状況の通知を受けた後は、水位の変動を監視し、操作規則を定める水こう門の管理者にあっては当該規則に定めた方法で、定めていない管理者にあっては河川等に危険を及ぼさない方法で、門扉等の開閉、排水機の稼動又は停止の操作を適切に行う。 管理者は、毎年出水期（６月１日から 10 月 31 日まで）に先立ち、門扉の操作等について支障ないよう点検整備を行わなければならない。 第５節　水防作業から第８節　（略）	表記の整理
	第９節　決壊等の通報並びに決壊後の処理	第９節　決壊等の通報並びに決壊後の処理	
	１　決壊の通報	１　決壊の通報	
33	水防管理者又は消防団長は、堤防その他の施設が決壊して氾濫又は、氾濫のおそれがあるときは、直ちにその旨を知多建設事務所、知多県民事務所、知多農林水産事務所、半田保健所、半田警察署、決壊した施設の管理者及び氾濫する方向の隣接水防管理者に通報しなければならない。また、人的・住家被害が発生した場合、水防管理者は、被害状況をとりまとめ、原則的に愛知県防災情報システムに入力し県に報告する。	水防管理者又は消防団長は、堤防その他の施設が決壊して氾濫又は、氾濫のおそれがあるときは、直ちにその旨を知多建設事務所、知多県民事務所、知多農林水産事務所、半田保健所、半田警察署、決壊した施設の管理者、氾濫する方向の水防管理者に通報しなければならない。また、人的・住家被害が発生した場合、水防管理者は、被害状況をとりまとめ、原則的に愛知県防災情報システムに入力し県に報告する。	表記の整理

	2　決壊箇所の処置　（略）	2　決壊箇所の処置　（略）	
	第 10 節　水防解除　（略）	第 10 節　水防解除　（略）	表記の整理
	第９章　他の水防機関との協力応援	第９章　他の水防機関との協力応援	
	第１節　応援及び応援等の相互協定	第１節　応援及び応援等の相互協定	
	1　（略）	1　（略）	表記の整理
	2　（略）	2　（略）	
	3　居住者の義務等	3　居住者の義務等	表記の整理
	消防団長等は水防活動上緊急の必要がある場合は、警戒区域を設定し、無用の者の立入りを禁止し、若しくは制限しあるいは退去を命ずることができる。	消防団長等は水防活動上緊急の必要がある場合は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の立入りを禁止し、制限し若しくは退去を命ずることができる。	
	水防管理者、消防団長等は水防上やむを得ない必要があるときは、その区域内の居住者又は水防現場にいる者を水防に従事させるものとする。	水防管理者、消防団長等は水防上やむを得ない必要があるときはその区域内の居住者又は水防現場にいる者を水防に従事させるものとする。	
34	（追記）	洪水又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるときはのその区域の居住者に対し、避難のため立ち退くことを指示することができる。	
	4　警察官の出動要請 （略）	4　警察官の応援 （略）	表記の整理
35	5　自衛隊の派遣要請 （略）	5　自衛隊の応援 （略）	表記の整理
	第 10 章　水防訓練等	第 10 章　水防訓練等	
	第１節　水防訓練　（略）	第１節　水防訓練　（略）	

	第２節　費用負担と公用負担 １　費用負担　（略） ２　公用負担　（略） ３　損失補償	第２節　費用負担と公用負担 １　費用負担　（略） ２　公用負担　（略） ３　損失補償	表記の整理
	公用負担の権限行使によって損失を受けた者に対しては、当該水	公用負担の権限行使によって損失を受けた者に対しては、当該水	
	防管理団体は時価によりその損失を補償しなければならない。（法第28条第３項） 第３節　水防報告と水防記録 水防管理者は、水防が終結したときは３日以内に次の事項を取りまとめて、第１号様式、第２号様式により知多建設事務所に報告する。 （１）から（７）　（略） （８）避難指示及び立退きの指示の発令日時発令区域 （９）から（12）　（略）（12）その他事項　（略）	防管理団体は時価によりその損失を補償する。（法第28条第３項） 第３節　水防報告と水防記録 水防管理者は、水防が終結したときは３日以内に次の事項を取りまとめて、様式１、様式２により知多建設事務所長に報告する。 （１）から（７）　（略） （８）避難指示及び立退きの指示の発令日時、発令区域 （９）から（12）　（略）から（12）その他事項　（略）	